

全国商工会議所青年部連合会 諸会議規程

平成20年 4月 1日 制定

平成23年 3月31日 改正

(目的)

第1条 全国商工会議所青年部連合会(以下、本会)の諸会議を、円滑に運営するために必要な事項を定める。

(正副会長会議)

第2条 本会に正副会長会議を置く。

2 正副会長会議は、会長、副会長、専務理事をもって組織する。

3 会長は、2に定める者以外に、必要と判断される者を招聘することができる。

4 この会議は会長が必要と認めるとき召集する。

5 2および3に定める者が欠席する場合でも、代理の者を出席させることはできない。

6 この会議の議長は、専務理事をもってあてる。

7 この会議の結果は、執行部会議に報告する。

(正副会長会議の協議事項)

第3条 正副会長会議の協議事項は下記に定めるものとする。

(1) 役員会の議案に関する事項

(2) 執行部会議の議案に関する事項

(3) その他、本会の運営に関する事項

(執行部会議)

第4条 本会に執行部会議を置く。

2 この会議は、会長、副会長、専務理事、ブロック代表理事、委員長をもって組織する。

3 会長は、2に定める者以外に、必要と判断される者を招聘することができる。

4 この会議は会長が必要と認めるとき召集する。

5 2および3に定める者が欠席する場合でも、代理の者を出席させることはできない。ただし、ブロック代表理事および委員長は代理の者を出席させることができるものとする。

6 この会議の議長は、会長をもってあてる。

7 この会議の結果は、役員会に報告する。

(執行部会議の協議事項)

第5条 執行部会議の協議事項は下記に定めるものとする。

(1) 役員会の議案に関する事項

(2) その他、本会の運営に関する事項

(委員長会議)

第6条 本会に委員長会議を置く。

2 この会議は、委員長をもって組織する。

3 この会議は、2に定める者以外に、必要と判断される者を会長の承認を経て招聘することができる。

- 4 この会議は会長が必要と認めるとき召集する。
- 5 この会議の議長は、総務委員長をもってあてる。
- 6 この会議の結果は、正副会長会議に報告する。

(委員長会議の協議事項)

第7条 委員長会議の協議事項は、委員会相互に調整が必要な事項とする。

(ブロック代表理事会議)

第8条 本会にブロック代表理事会議を置く。

- 2 この会議は、ブロック代表理事をもって組織する。
- 3 この会議は、2に定める者以外に、必要と判断される者を会長の承認を経て招聘することができる。
- 4 この会議は会長が必要と認めるとき召集する。
- 5 この会議の議長は、ブロック代表理事の互選で決定する。
- 6 この会議の結果は、執行部会議に報告する。

(ブロック代表理事会議の協議事項)

第9条 ブロック代表理事会議の協議事項は、ブロック相互に調整が必要な事項とする。

(ブロック別会議)

第10条 本会にブロック別会議を置くことができる。

- 2 この会議は原則としてブロック代表理事、当該ブロック内理事および専門委員で組織する。
- 3 この会議は、2に定める者以外に、必要と判断される者を招聘することができる。
- 4 この会議は会長又はブロック代表理事が必要と認めるとき召集する。
- 5 この会議の議長は、ブロック代表理事をもってあてる。
- 6 この会議の結果は、執行部会議に報告する。

(全国大会開催地連絡会議)

第11条 本会に、全国大会主管道府県連の円滑な情報交換を目的として全国大会開催地連絡会議を置く。

- 2 この会議は、前年度主管道府県連、当該年度主管道府県連、次年度主管予定道府県連、企画委員会をもって組織する。
- 3 会長は、2に定める者以外に、必要と判断される者を招聘することができる。
- 4 この会議は会長が必要と認めるとき召集し、運営は企画委員会が行う。
- 5 この会議の議長は企画委員会担当副会長をもってあてる。

(全国会長研修会開催地連絡会議)

第12条 本会に、全国会長研修会主管青年部の円滑な情報交換を目的として全国会長研修会開催地連絡会議を置く。

- 2 この会議は、前年度主管青年部、当該年度主管青年部、次年度主管予定青年部、企画委員会をもって組織する。
- 3 会長は、2に定める者以外に、必要と判断される者を招聘することができる。
- 4 この会議は会長が必要と認めるとき召集し、運営は企画委員会が行う。
- 5 この会議の議長は企画委員会担当副会長をもってあてる。

(ブロック大会開催地連絡会議)

第13条 本会に、ブロック大会主管青年部の円滑な情報交換を目的としてブロック大会開催地連絡会議を置く。

- 2 この会議は、当該年度主管青年部、次年度主管予定青年部、企画委員会をもって組織する。
- 3 会長は、2に定める者以外に、必要と判断される者を招聘することができる。
- 4 この会議は会長が必要と認めるとき召集し、運営は企画委員会が行う。
- 5 この会議の議長は企画委員会担当副会長をもってあてる。

(その他の会議)

第14条 会長は、本会の目的を達成するために必要と判断するその他の会議を役員会の承認を経て設置することができる。

2 その他の会議を設置する場合には、下記の事項について役員会の承認を得なければならない。

- (1) 会議の目的および協議事項
- (2) 組織する者
- (3) 収支予算

3 その他の会議を開催する場合には、事前にその開催日時および場所を役員会に報告する。

4 その他の会議の結果は、役員会に報告する。